

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例及び前橋市立学校の
授業料等に関する条例の改正の専決処分について（報告第2号）

子育て施設課・総合教育プラザ

1 改正の理由

子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、所要の改正を行った。

2 内容

- (1) 市町村民税非課税世帯における第2子の児童に係る保育料は、無償とする。
- (2) 保育所における年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の保育料の算定について、軽減措置を拡充する。

3 施行日

平成29年4月1日